

4章 ETC/ETC2.0 車載器の セットアップ

4-1 セットアップの目的

(1) セットアップの目的

ETCシステムでは、ETCの安全な利用と適切な料金徴収を目的にセットアップを実施している。

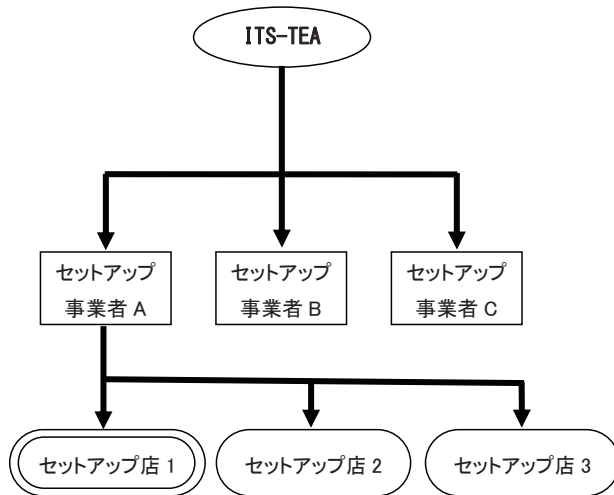
セットアップは、通行料金の支払いに必要となる料金車種区分やナンバー情報等の車両情報と、ETC/ETC2.0車載器と路側機間の通信を改竄・盗聴から守り、なりすましを防ぐために暗号化する暗号鍵の両方を、ETC/ETC2.0車載器に記録してETCを利用可能な状態にすることで、これは高度なセキュリティ処理を施す作業となるため、セットアップの実施は、技術や信頼性等についての審査に合格しITS-TEAに登録されたセットアップ店に限定されている。

4-2 セットアップ事業者及びセットアップ店

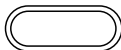
(1) ITS-TEA、セットアップ事業者及びセットアップ店の関係

セットアップ業務はITS-TEAが統括的に管理しており、セットアップ事業者、セットアップ店との関係は以下のとおりである。

- ①ITS-TEAとセットアップ事業者がセットアップ事業者契約を結ぶ。
- ②セットアップ事業者は、ITS-TEAとセットアップ情報の授受を行う店舗をセットアップ店として登録する。セットアップ店としては、セットアップ事業者内の営業店「直営店」と、セットアップ事業者と契約を結んでセットアップ業務を行う営業店「契約店」がある。



凡例



:直営店



:契約店

ITS-TEA、セットアップ事業者及びセットアップ店の関係

(2) 事業者契約

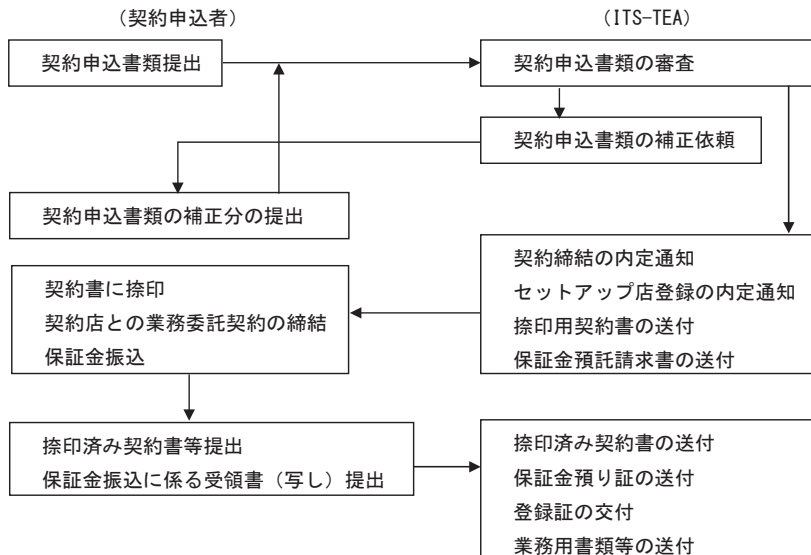
事業者契約の流れ及び契約にともなう責務は以下のとおりである。

1) 事業者契約の流れ

①セットアップ事業者は、契約の申込みにあたり以下の書類等をITS-TEAに提出する。

- ・ 契約申込書
- ・ 会社概要
- ・ セットアップ事業実施方針書
- ・ セットアップ業務統括責任者の誓約書
- ・ セットアップ店登録申請書
- ・ オンライン業務開始申請書

②書類提出後の契約締結までの流れ



2) セットアップ事業者及びセットアップ店の責務

四輪車用ETC/ETC2.0車載器のセットアップ事業者及びセットアップ店は、「ETC車載器及びETC2.0車載器に係る識別処理情報等の発行及びセットアップに関する契約」及び「ETC車載器及びETC2.0車載器セットアップ運用規程」等を遵守した上で、各事業者が作成するセットアップ事業実施方針書に基づきセットアップに係る業務を適正に実施しなければならない。

なお、二輪車用ETC/ETC2.0車載器のセットアップ事業者及びセットアップ店に対しては、「二輪車ETC車載器及び二輪車ETC2.0車載器に係る識別処理情報等の発行及びセットアップに関する契約」等及び「二輪車ETC車載器及び二輪車ETC2.0車載器セットアップ運用規程」等を適用する。

(3) セットアップ店の登録申請

セットアップ店の登録申請の流れは以下のとおりである。

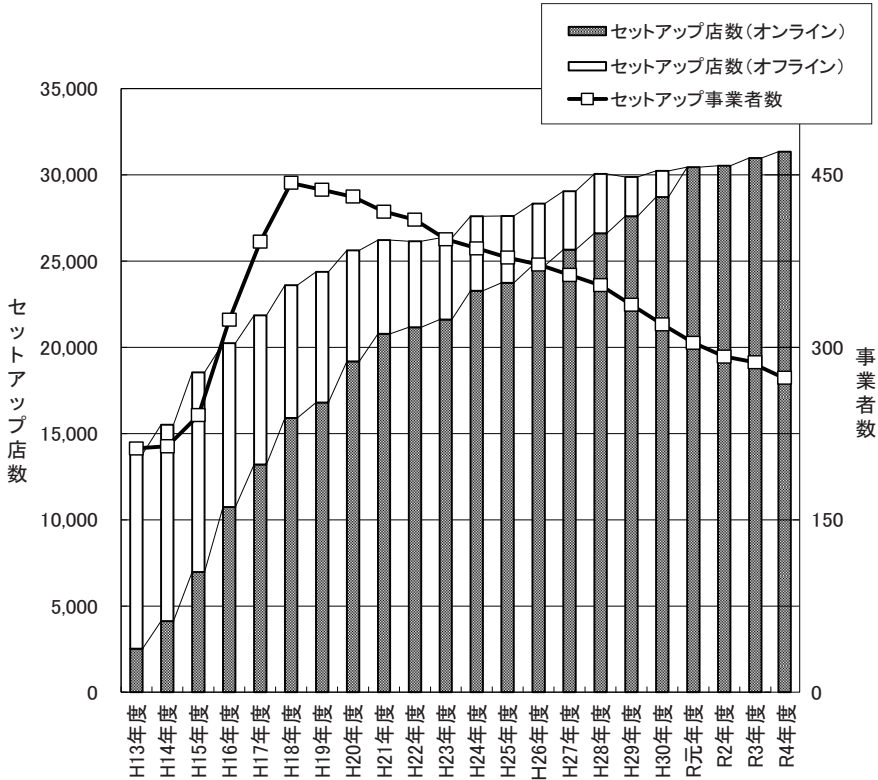
- ①セットアップ事業者は、セットアップ業務を行おうとするセットアップ店について、セットアップ店登録申請書に必要な事項を記載し、予めITS-TEAに登録を申請する。セットアップ店を追加しようとするときも同様とする。
- ②登録を受けようとするセットアップ店がセットアップ事業者の直営店でない「契約店」の場合は、その会社概要に関する書類を添付して提出する。
- ③セットアップ店登録申請書には会社名等必要な事項を記載する。
- ④ITS-TEAは、登録をしたセットアップ店ごとに「登録証」を交付する。
- ⑤登録されたセットアップ店の情報は、お客様の利便のため、ETC総合情報ポータルサイトのセットアップ取扱店検索に掲載する。
- ⑥セットアップ事業者は、セットアップ店登録申請書の記載事項を変更したときは、その変更の日から15日以内に、セットアップ店登録情報変更・追加申請書に変更した事項を記載し、ITS-TEAに届け出る。

(4) セットアップ事業者及びセットアップ店の登録状況

令和5年3月末時点における登録状況は、セットアップ事業者が275事業者、セットアップ店が31,398店である。

セットアップ事業者のうち四輪車用ETC/ETC2.0車載器のセットアップ事業者は247事業者、二輪車用ETC/ETC2.0車載器のセットアップ事業者は21事業者、四輪車用ETC/ETC2.0車載器及び二輪車用ETC/ETC2.0車載器の両方を取扱う事業者は7事業者となっている。

セットアップ店のうち四輪車用ETC/ETC2.0車載器のセットアップ店は28,374店（うちETC2.0セットアップ店：27,440店）、二輪車用ETC/ETC2.0車載器のセットアップ店は2,217店（うちETC2.0セットアップ店：2,205店）、四輪車用ETC/ETC2.0車載器及び二輪車用ETC/ETC2.0車載器の両方を取扱うセットアップ店は807店（うちETC2.0セットアップ店：796店）となっている。



※ 各年度3月末時点

セットアップ事業者数/セットアップ店数の推移

セットアップ店に関しては以下のホームページで検索することができる。

(セットアップ店検索)

https://www.go-etc.jp/shop_search/

4章 ETC/ETC2.0 車載器のセットアップ

都道府県別セットアップ店数の推移

都道府県	令和2年度					令和3年度		
	四輪取扱	二輪取扱	両取扱	合計	内ETC2.0	四輪取扱	二輪取扱	両取扱
北海道	1,188	63	9	1,260	1,202	1,203	67	12
青森県	305	17	3	325	317	299	17	3
岩手県	352	15	6	373	351	359	15	8
宮城県	570	43	10	623	577	561	44	13
秋田県	265	8	14	287	265	258	8	14
山形県	338	18	9	365	344	339	19	10
福島県	525	27	4	556	547	527	28	5
茨城県	810	47	34	891	891	857	46	36
栃木県	510	38	1	549	525	516	40	1
群馬県	579	31	9	619	576	581	32	9
埼玉県	1,452	126	19	1,597	1,532	1,472	134	24
千葉県	1,281	99	24	1,404	1,365	1,290	100	30
東京都	1,872	266	43	2,181	2,096	1,857	269	47
神奈川県	1,529	175	28	1,732	1,660	1,539	186	32
新潟県	647	30	11	688	624	653	32	12
富山県	287	13	7	307	293	295	14	13
石川県	288	15	5	308	296	289	16	7
福井県	273	8	7	288	269	274	8	9
山梨県	228	15	3	246	232	231	15	3
長野県	673	39	27	739	702	664	42	32
岐阜県	597	27	26	650	621	599	27	29
静岡県	1,049	84	31	1,164	1,114	1,065	87	37
愛知県	1,983	134	36	2,153	2,036	2,011	140	38
三重県	517	30	13	560	530	521	32	16
滋賀県	388	19	19	426	420	393	19	22
京都府	521	50	3	574	552	525	56	4
大阪府	1,537	151	40	1,728	1,617	1,536	154	46
兵庫県	1,110	83	44	1,237	1,187	1,123	85	46
奈良県	274	10	9	293	281	279	10	11
和歌山県	234	10	13	257	246	236	10	12
鳥取県	128	6	6	140	134	130	6	6
島根県	163	7	8	178	169	162	7	10
岡山県	519	30	13	562	501	540	32	13
広島県	711	52	12	775	726	725	59	14
山口県	375	20	8	403	390	384	22	9
徳島県	176	9	4	189	185	177	9	6
香川県	282	22	14	318	301	285	20	16
愛媛県	324	27	19	370	334	325	29	21
高知県	156	10	5	171	167	161	9	5
福岡県	1,015	78	17	1,110	1,047	1,046	81	19
佐賀県	178	5	8	191	183	186	6	7
長崎県	256	21	7	284	264	274	24	7
熊本県	351	22	7	380	367	359	24	7
大分県	280	13	1	294	281	281	14	2
宮崎県	243	17	4	264	257	244	18	5
鹿児島県	327	25	7	359	349	330	26	8
沖縄県	154	12	1	167	149	165	12	2
合計	27,820	2,067	648	30,535	29,038	28,086	2,150	738

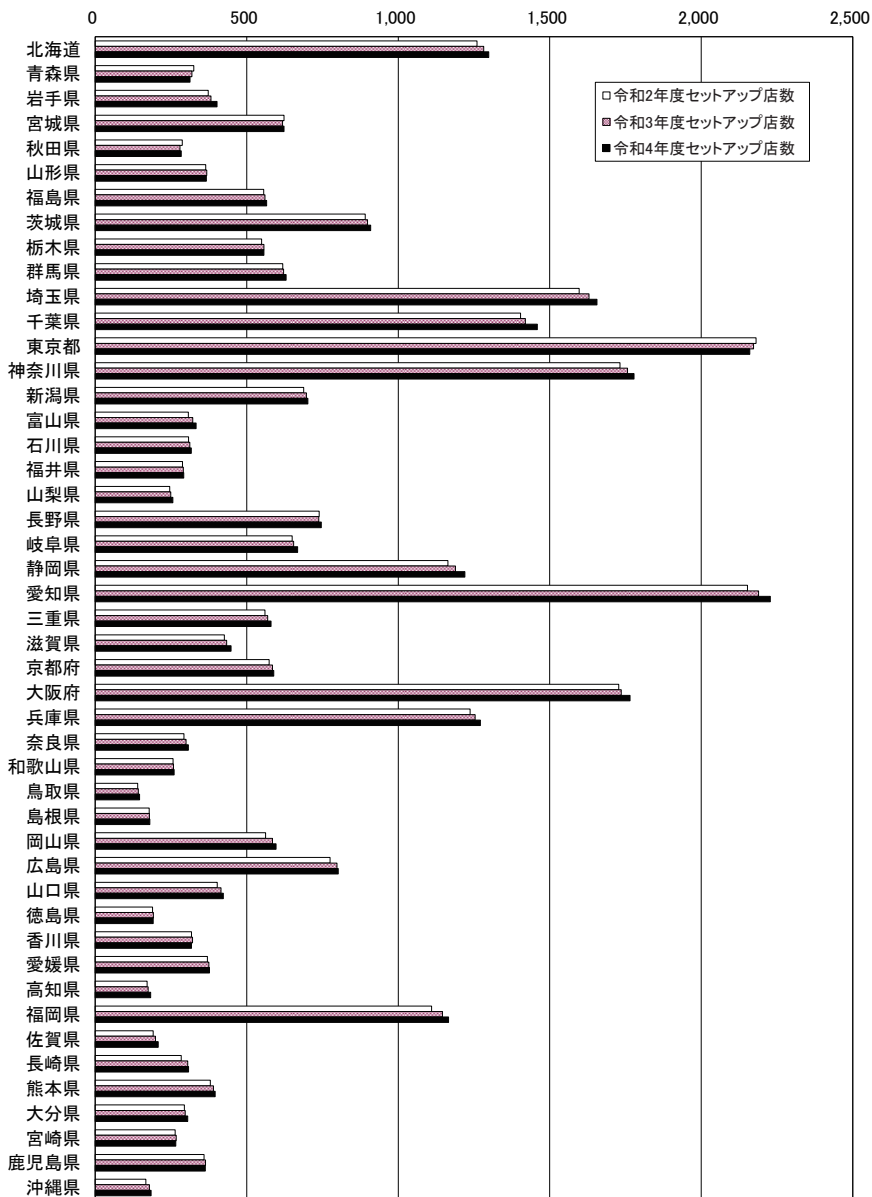
※各年度3月末時点

4章 ETC/ETC2.0 車載器のセットアップ

		令和4年度					
合計	内ETC2.0	四輪取扱	二輪取扱	両取扱	合計	内ETC2.0	
							1,282
319	315	292	17	4	313	309	
382	361	377	16	9	402	384	
618	592	564	45	14	623	599	
280	263	261	9	14	284	269	
368	357	340	18	9	367	363	
560	553	531	29	6	566	559	
899	868	822	48	39	909	888	
557	536	514	41	2	557	539	
622	589	586	34	10	630	602	
1,630	1,600	1,493	137	26	1,656	1,629	
1,420	1,388	1,321	102	36	1,459	1,432	
2,173	2,106	1,837	273	50	2,160	2,109	
1,757	1,702	1,556	190	32	1,778	1,736	
697	647	658	31	13	702	656	
322	314	304	14	15	333	327	
312	302	292	16	9	317	308	
291	279	275	8	9	292	286	
249	237	237	16	3	256	248	
738	704	669	45	32	746	718	
655	632	605	30	33	668	647	
1,189	1,144	1,096	91	33	1,220	1,182	
2,189	2,093	2,042	148	38	2,228	2,138	
569	542	526	35	19	580	564	
434	430	401	20	27	448	446	
585	571	528	55	6	589	578	
1,736	1,646	1,556	162	47	1,765	1,685	
1,254	1,212	1,136	85	50	1,271	1,236	
300	292	279	12	16	307	301	
258	249	236	11	13	260	253	
142	136	133	7	6	146	140	
179	175	163	7	10	180	178	
585	534	546	36	15	597	551	
798	765	724	62	16	802	774	
415	404	390	22	11	423	413	
192	189	173	9	9	191	189	
321	307	279	21	18	318	305	
375	340	326	29	22	377	350	
175	173	166	11	6	183	181	
1,146	1,097	1,056	84	26	1,166	1,129	
199	191	192	8	8	208	201	
305	290	276	25	7	308	300	
390	379	363	25	8	396	386	
297	284	289	14	2	305	292	
267	261	243	18	5	266	263	
364	354	330	24	9	363	358	
179	164	170	12	2	184	170	
30,974	29,812	28,374	2,217	807	31,398	30,441	

4章 ETC/ETC2.0 車載器のセットアップ

都道府県別セットアップ店数推移（過去3年間）



4-3 セットアップの手順

(1) セットアップ情報の発行申請及び発行

セットアップ情報の発行申請及び受信に使用されるパソコン、ソフトウェア、認証キー及びICカードリーダー・ライター（以降、「端末装置」という。）が配備されたセットアップ店は、端末装置からITS-TEAの情報発行システムに必要な情報を送信してセットアップ情報の発行申請を行う。ITS-TEAは、情報発行システムでセットアップ情報を生成し、端末装置に配信する。

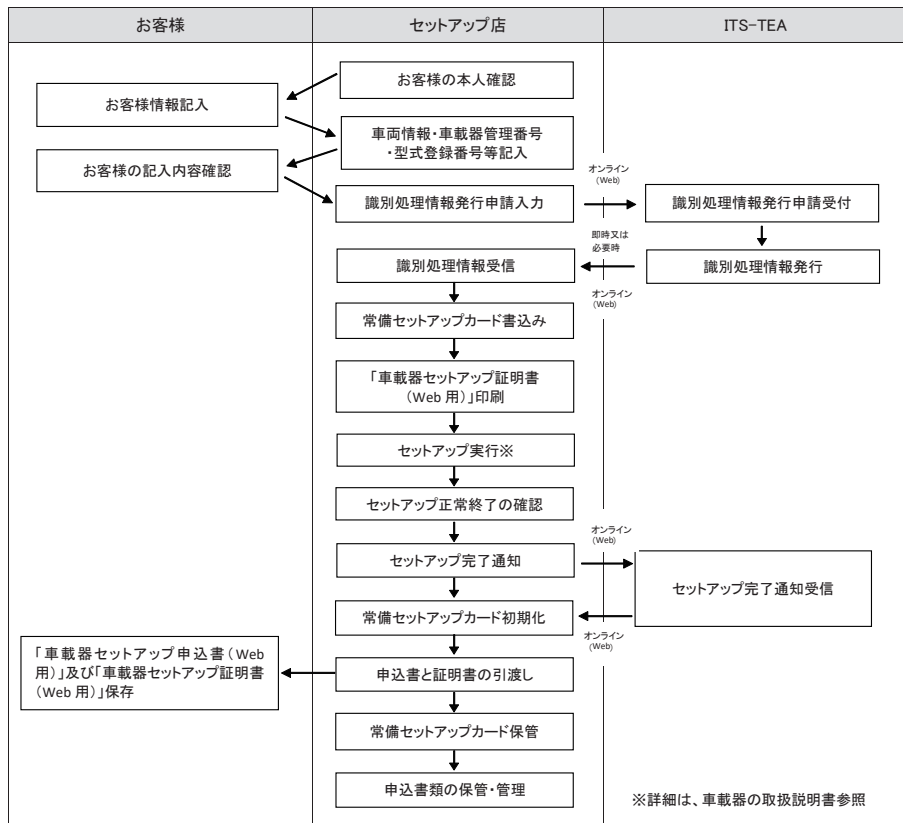
セットアップ情報の発行申請及び発行は、電話回線を使用した接続により行っていたが、平成19年10月10日からWebによるセットアップの運用を開始した。これにより、1) セットアップ作業時間の短縮、2) インターネット利用による通信費用の削減、3) 新機能による利便性の向上、4) セキュリティの確保が成された。約2年間の移行期間の後、平成21年11月24日よりWebによるセットアップ情報の発行申請及び発行に一本化した。

なお、以前は端末装置を配備しないセットアップ店がITS-TEAにFAXでセットアップ情報を発行申請し、ITS-TEAがセットアップ情報を記録したカードを宅配便で交付するオフライン方式によるセットアップを行っていた。しかし、迅速なサービス提供ができない等の理由から、令和2年3月31日をもってオフライン方式によるセットアップを終了した。

4章 ETC/ETC2.0 車載器のセットアップ

(2) 四輪車のセットアップ

セットアップは、以下の手順で行われる。



セットアップの手順

- ① ETCまたはETC2.0の利用のため申込を行う者は、セットアップ店に常備されているETC車載器セットアップ申込書 (Web用) またはETC2.0車載器セットアップ申込書 (Web用) に記載の関係規程類に承諾の上、セットアップ申込書に必要事項 (住所・氏名等) を記入する。セットアップ店は来店者に対して身分証の提示を求め本人確認を行う。来店者が車検証上の車両使用者以外の場合は、車両使用者本人からの委任状が必要となる。

4章 ETC/ETC2.0 車載器のセットアップ

- ②セットアップ店はセットアップ申込書にETC車載器あるいはETC2.0車載器を装着する車両情報とETC/ETC2.0車載器情報を記入し、すべての記入内容を確認する。
- ③セットアップ店は、セットアップ申込書と車検証を基に端末装置からセットアップ情報の発行に必要なデータを入力しITS-TEAの情報発行システムへ送信する。この際、誤入力防止や作業効率化を目的に、QRコードを使いセットアップ申込書番号、車検証情報及びETC/ETC2.0車載器情報を読み取る機能を導入している。
- ④ITS-TEAは、情報発行システムにてセットアップ情報を生成・発行し、セットアップ店の端末装置にセットアップ情報を送信する。
- ⑤セットアップ店は受信したセットアップ情報をセットアップカードに書込み、セットアップ証明書（Web用）を印刷した後、セットアップを実行する。
- ⑥セットアップが正常に終了した後、その証明としてセットアップ申込書とセットアップ証明書（Web用）は利用者が保管する。併せて、セットアップ店でもセットアップ申込書控えについては5年間管理保管を行う。
- ⑦セットアップを実行した後のセットアップカードは端末装置で完了報告を行い、完了報告後のセットアップカードは、保管・再利用される。

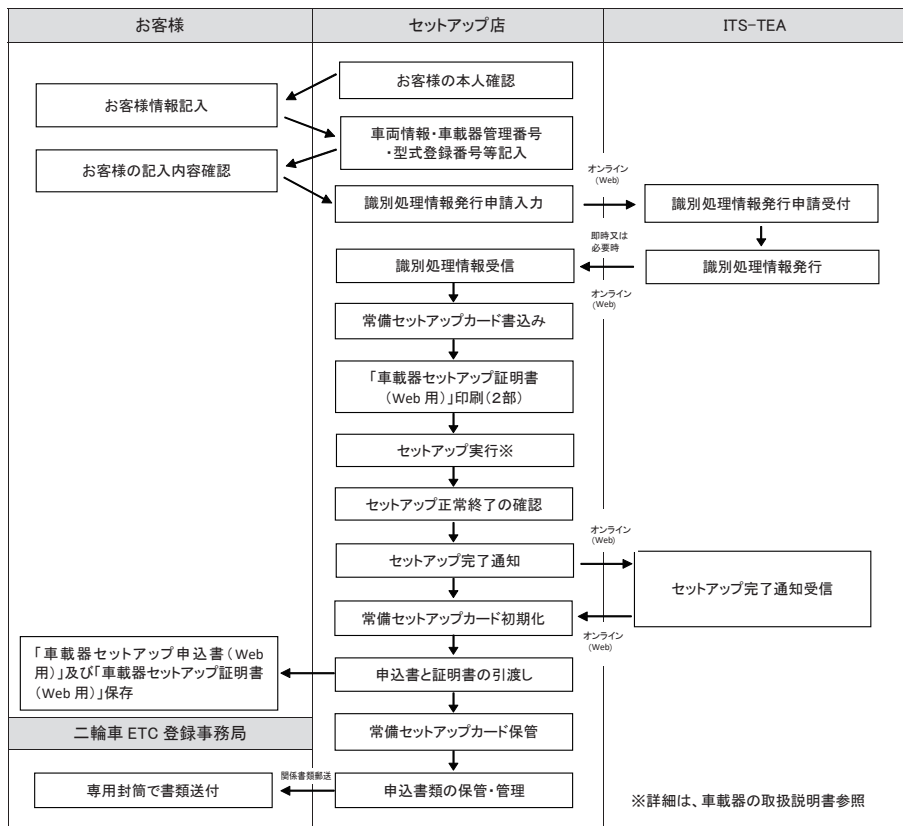
(3) 二輪車のセットアップ

二輪車ETC車載器のセットアップについても四輪車と同様の手続きが必要となる。

なお、6道路会社は、二輪車ETC車載器の利用者に対して安全走行の案内等を実施している。そのためセットアップ店では利用者の承諾を得た上で、その個人情報を6道路会社が運営している「二輪車ETC登録事務局」へ送付している。

平成28年7月1日から、それまでのETC車載器に加えて、二輪車ETC2.0車載器のセットアップを開始した。

セットアップ（二輪）の手順



(4) セットアップ証明書への注意喚起印字

平成30年 12月18日より、新セキュリティに対応しない車載器をセットアップした場合及び、スプリアス規格(旧規則)対応の車載器をセットアップした場合、セットアップ証明書に注意喚起メッセージが印字される。



【注意喚起メッセージの例】

従来セキュリティ対応の車載器のため、使用期間は最長で 2030 年頃までとなる予定です。旧スプリアス規格の車載器です。令和 3 年総務省令第 75 号により「当分の間」とされている新スプリアス規格への移行期限後に使用すると電波法違反となります。

セットアップ証明書の注意喚起例<ETC車載器セットアップ証明書 (Web用)>

4-4 適切なセットアップによるセキュリティの確保

(1) 個人情報の保護

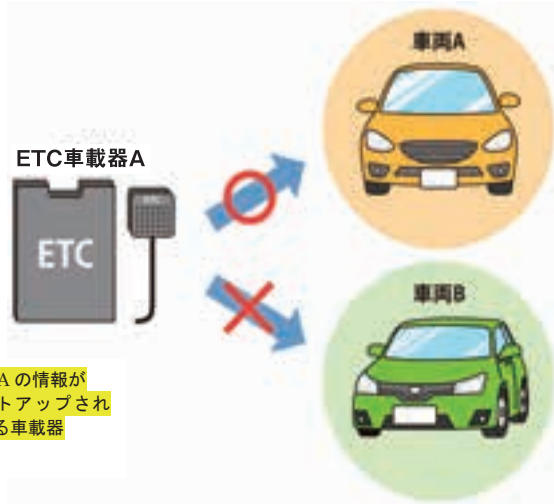
セットアップ店及びセットアップ事業者（セットアップ店を統括する法人）には、ITS-TEAが発行するセットアップ情報を的確にETC/ETC2.0車載器に格納するとともに、ETCやETC2.0を利用する車両を特定し、また、個人情報を扱うことから、セキュリティの確保（セットアップ端末及びセットアップカード等の管理）及び個人情報の保護（ETC車載器セットアップ申込書等の管理）等、情報の正確な取扱いと保護への誠実な取組みの責任が課される。

(2) 車両情報の適切なセットアップと車両への搭載

有料道路の通行料金を正しく課金するために、ETC/ETC2.0車載器には利用する車両の正しい料金車種区分及び車両情報等がセットアップされていなければならない。またセットアップされたETC/ETC2.0車載器と車両は、常に一体となっている必要がある。よってセットアップされた一台のETC/ETC2.0車載器を、複数の車両に付け替えて利用することはできない。

また、一台の車両に同時に複数のETC/ETC2.0車載器を搭載するとETCシステムが誤動作してETCレーンの開閉バーが開かない状態となる可能性があるため、ETC車載器とETC2.0車載器の混載も含め、複数のETC/ETC2.0車載器を一台の車両に搭載して利用することはできない。なお、複数台のETC/ETC2.0車載器を搭載し、ETCカードはそのうちの1台のみに挿入した場合でも、上記誤動作発生の可能性がある。

ただし、故障したETC/ETC2.0車載器がビルトイン方式等で取り外しが不可能な場合には、この使用できないETC/ETC2.0車載器から電源コードを外す等して、車載器が動作しない状態にする必要がある。



不適切なセットアップ例（一台のETC車載器を複数の車両で利用）



不適切なセットアップ例（一台の車両に複数のETC車載器を搭載し利用）

(3) 再セットアップ

セットアップ済みのETC/ETC2.0車載器には、車両を特定するためのセットアップ情報が格納されていることから、ETC/ETC2.0車載器を取付けた車両の情報が変更となる場合は、変更された車両の情報を再度、ETC/ETC2.0車載器にセットアップしなければならない。これを再セットアップという。

以下のような場合には、再セットアップが必要となる。

- ①ETC/ETC2.0車載器を他の車両に載せ替えた場合
- ②ETC/ETC2.0車載器の取付けられた車両のナンバープレートが変更になった場合

注記：引っ越しの際、自動車ワンストップサービス（OSS）により「住所変更時のナンバープレート交換に関する特例」を利用した場合、車検証上のナンバーは更新され、ナンバープレートは一時的に旧登録番号のままとなるが、その場合でも再セットアップは、次回車検時等でナンバープレートが交換された際に行えばよい。

- ③ETC/ETC2.0車載器の取付けられた車両をけん引できる構造に変更した場合
- ④平成27年6月30日以前にセットアップされたDSRC車載器またはITSスポット対応車載器で、経路情報を活用したETC2.0サービスを受けようとする場合
- ⑤その他セットアップされている情報に変更があった場合